

## 北しりべし広域クリーンセンター余剰電力売却に係る入札に関する質問に対する回答

令和8年1月13日現在

No.	質問	回答
1	履行期間中に工事が行われた場合、工事の費用はどちらが負担することになりますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・発電設備自体の工事については、売出人（当広域連合）の負担となります。</li><li>・ただし、仕様書7-(6)に記載されている伝送装置の設置及び撤去に関しては、買受人の負担となります。</li></ul>
2	環境価値は買受人に帰属する認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・お見込みのとおり。</li></ul>
3	発電側課金は売出人の負担という認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・お見込みのとおり。</li><li>・なお、発電側課金制度負担金の支払い方法は、仕様書7-(4)-エに記載のとおり協議させていただきたいと考えております。</li></ul>